

損失補償額及び指定管理料の変更について

損失補償額

対象期間	新型コロナウイルス感染症対策損失補償	
	損失補償額	
令和元年度4月～3月	1,545,036円(税抜)	1,699,539円(税込)
令和2年度4月～6月	1,662,020円(税抜)	1,828,222円(税込)
令和2年度7月～9月	1,762,690円(税抜)	1,938,959円(税込)
合計	4,969,746円(税抜)	5,466,720円(税込)

* 令和2年度10月から3月の新型コロナウイルス感染症対策損失補償について、令和3年度中に協議を行うものとする。

令和2年度の指定管理料の変更

対象期間 (請求月)	指定管理料		
	管理運営費	修繕費	合計
合計 (変更前)	92,700,000円(税抜) 101,970,000円(税込)	7,800,000円(税抜) 8,580,000円(税込) を上限とした執行額	100,500,000円(税抜) 110,550,000円(税込) を上限とした執行額
スポーツ施設管理維持体制持続化事業に係る増額	消耗品費		
	620,973円(税抜) 683,070円(税込)	—	620,973円(税抜) 683,070円(税込)
	DM発送費		
	383,791円(税抜) 422,170円(税込)	—	383,791円(税抜) 422,170円(税込)
合計 (変更後)	93,704,764円(税抜) 103,075,240円(税込)	7,800,000円(税抜) 8,580,000円(税込) を上限とした執行額	101,504,764円(税抜) 111,655,240円(税込) を上限とした執行額